

令和6年第2回平取町議会定例会（開 会 午前9時30分）

高山議長 皆さん、おはようございます。只今の出席議員は10名であり、定足数に達していますので、会議は成立します。只今より、令和6年第2回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定により、5番金谷議員、6番崎廣議員を指名いたします。日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては、2月29日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。3番、松澤議員。

3番
松澤議員 本日招集されました令和6年第2回町議会定例会の議会運営等につきましては、2月29日に開催しました議会運営委員会において協議し、会期については本日3月5日から3月15日までの11日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願います。

高山議長 お諮りします。只今、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は、本日3月5日から3月15日までの11日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日3月5日から3月15日までの11日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、令和5年12月分、令和6年1月分の出納検査の結果報告、また、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況監査の結果報告があり、その報告書の写しをお手元に配布しております。次に、郵送による陳情、閉会中の諸事業について配付資料のとおり報告いたします。以上で諸般の報告を終了いたします。

日程第4、行政報告を行います。平取町教育行政に関する報告について、教育長。

教育長 それでは、令和5年12月定例議会以降における諸般の教育行政についてご報告いたします。1点目ですけれども、町内小・中学校の状況についてであります。12月22日に中学校、23日に小学校の終業式が行われ、冬休みに入っております。冬休み中は大きな事故もなく、1月16日から18日に、中学校、小学校の始業式が行われております。休み明けには、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等が流行しまして、学校あるいは学年閉鎖等の措置となった学校もありましたが、感染は拡大することなく、最小限で収まり学校を再開させることが出来ました。1月中旬からは私立高校あるいは公立高校推薦入学等の入学試験が始まり、本日3月5日、明日6日には、公立高等学

校の一般入試が行われております。このあと各学校では卒業生を送る会などが実施され、3月15日は中学校、3月19日から各小学校で順次、卒業式が行われますが、今年度はコロナ禍前の通常の内容で実施する予定となっております。2点目の令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果についてであります。資料1のとおりとなります。児童生徒の体力や生活習慣、運動習慣の状況を把握し、体育、健康に関する改善と指導を図るものとしております。平取町では、小学校5校の5年生、中学校2校の2年生が対象となっております。調査結果では、小学校男女とも上位層の割合が全国に比べ高い状況になっています。中学校男子は平均値のものが多く、女子は上位層が高くなっている状況になっています。種目別で見ますと、例年同様に、シャトルランや50メートル走の走力、柔軟性が劣っていますが、握力やボール投げは全国平均以上となっております。また、昨年度に引き続き、全国的に児童生徒の運動時間が減少していることから、学校と家庭、地域が協力して、一人一人の子どもに運動の日常化を意識して取り組ませることが今後重要なことであると考えています。平取町としては、体育専科教員を活用した指導体制の充実と、ICT活用による体育の授業改善の推進や、1校1実践の積極的な推進及び運動の日常化への取り組みを強化、更に、栄養教諭による定期的な指導及び食育の推進などを考えて進めていきます。次に3点目のいじめ問題に関する児童生徒の実態把握調査結果についてであります。北海道教育委員会が年2回行っています調査の中で、直近のものとして、昨年11月におけるアンケート調査の結果となりますが、小・中学校の児童生徒317名の回答状況となっております。まず、4月から嫌な思いをしたことがあるかとの問いに対して、あると答えた者は53件で、内訳は、小学校が44件、中学校が9件であり、内容としては、複数回答も含め、冷やかしのからかい、悪口、仲間外れ、無視、軽くぶつ、遊ぶふりでたたく、ひどくぶつ、たたく、蹴る、お金や持ち物を隠す、いたずら、恥ずかしいことや、危険なことの強要などの内容があります。これをもとに、学校は直ちに関係する児童生徒の聞き取りを担当が中心となって行い、保護者とともに内容を共有し、協力するなどして指導して、現在は解決したとの報告を受けております。また、いじめはどんなことがあっても許されることではないと思いますか、という問いに対して、いいえ、わからないと回答する児童生徒が複数人いました。からかいやいじりなど、些細なことから重大な事案になることもありますので、学校では注意深く子どもたちの関係や状況を見守るとともに、いじめは絶対に許されない行為であるということを見守る児童生徒に指導していくよう、各校長に指示しております。また、スクールカウンセラー訪問時には、子どもたちの悩みや相談を受けながら、子ども同士の関係性を把握するとともに、教職員や保護者との連携を強めながら、いじめ防止に向けた取り組みを進めてまいります。続いて、4点目の体罰に関する実態調査の結果であります。これまで、全国、また北海道内におきまして、数多くの体罰としての認知事案が発生しており、

体罰防止に向けた取り組みを推進しているにもかかわらず、依然としてなくなる状況となっております。北海道教育委員会は、令和5年度におきましても、体罰に関する実態把握と事故防止の周知徹底を図ることを目的とし、教職員、小学校は保護者、中学校は生徒及び保護者に対して調査を実施したものであります。平取町分につきましては、今年1月に小・中学校7校の教員、小学校では保護者、中学校では生徒及び保護者に対してアンケート調査を配布して、回収については調査票あるいはウェブで行い、回答内容の点検、確認作業を終えたところであります。回答状況につきましては、教職員については、いずれも体罰行為はないとするものでありました。また、生徒及び保護者の回答につきましても、生徒自身や子どもが体罰を受けたことがあるか、他の児童生徒が体罰と思われる行為を受けているのを見たことがある、聞いたことがあるかとの質問に対しても、ないとの結果でした。今後とも町内学校においては、体罰の未然防止に向け、如何なる場合においても体罰は許されないとする共通認識を教職員間で図ることを徹底して努めてまいります。次に、5点目の令和5年度平取町教育奨励表彰の被表彰者の決定及び授与式の実施について、ご報告申し上げます。資料4になります。本年度における教育奨励表彰につきましては、1月29日開催の教育委員会会議において、表彰者の決定をし、去る2月19日に表彰授与式を実施したところであります。表彰者につきましては、社会教育奨励1個人、文化芸術奨励4個人、スポーツ奨励6個人となっております。内容につきましては、別途記載となっておりますので、説明は省略させていただきます。以上、昨年12月議会定例会からこれまでの主な教育行政に関わる報告とさせていただきます。

高山議長

以上で行政報告を終了いたします。

日程第5、議案第1号、平取町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第1号、平取町犯罪被害者等支援条例の制定についてご説明させていただきます。1ページからとなります。まず、提案理由については、犯罪被害者等基本法により、地方公共団体は犯罪被害者等の支援等に関し、地域の状況に応じた施策を策定及び実施する責務を有すると規定されておりますことから、この度、条例を制定しようとするものです。2ページをご覧ください。条例の内容についてのご説明です。第1条は目的についての規定です。読み上げさせていただきます。この条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、本町における犯罪被害者等の支援に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、安全安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。としております。第2条は、各用語における定義を規定しております。第3条は、基本理念について規定しております。要約して申し上げますと、第1号で被害者の尊厳及び処遇を受ける権利の尊重をす

ること、第2号で犯罪被害者等に対し、適切な支援を行うこと、第3号では必要な支援を途切れなく行うこと、第4号では2次被害の防止と被害者の個人情報などを適正に取り扱うことを規定しております。第4条から第6条までは、町、町民等、事業者、それぞれの立場において施策の推進に協力することなどを規定しております。第7条では、町が窓口を設け、被害者の相談に応じ、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行うこととしております。第8条は、被害者が死亡または傷害を受けた場合に、別途規則で定める基準による支援金を支給することを規定しております。なお、この規則で定める支援金の額というのは、被害者が死亡した場合で、遺族に対し支援金を30万円、障害を負った場合には生涯支援金として10万円として定めようとしております。第9条は、この条例に定めのない事項を規則で定めるとするものです。この条例の施行日は令和6年4月1日です。以上、議案第1号についてのご説明とさせていただきますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

高山議長 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番崎廣議員。

6番 崎廣議員 国の法律に基づいて制定するという事なのですが、犯罪被害者等基本法というのは平成16年に制定になっております。20年経過しているわけなのですが、すぐ作らないで20年後の今というのがどういった理由があるのか教えていただきたいと思っております。それと第7条において相談を受ける、助言を行うという形で記載になってますが、窓口担当課は一体どこになるのか。それと只今、給付金については、死亡の場合30万、障害を負った場合10万というような感じなのですが、障害じゃなく、死なないで怪我だけをしたとか、そういった場合の給付金についてはどう考えているのか、お伺いします。

高山議長 町民課長。

町民課長 まず、平成16年に法律が作られてからの今回支援条例の制定に至った経緯ですが、法律が施行されてからこれまで、当町でこの条例を作ってこなかった理由については定かではございません。それで、全国的にも、条例制定の状況が芳しくないということで、警察機関によってこの度、全国的に啓発活動が行われ、当町にもこういった基本法があることのご紹介と、支援条例を定めることについて啓発を受けたもの、これに関しまして我々もそれに対応しようとしたものでございます。担当課は、町民課が窓口となります。それと障害を負った場合の対応ですけれども、これは、怪我をした場合ということで、警察機関と相談しながら、その程度などによって判断していくことになろうかと思っております。以上です。

高山議長	6 番 崎廣議員。
6 番 崎廣議員	それでこの法律の中に書かれている、要は地方公共団体が講ずべき基本的施策の中で、相談だとか網羅されているのですけれども、第4条で施策を総合的に推進するものとするというので、全部網羅されているのかもしれないのですけれども、居住や雇用の安定だとか、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備だとか、何点か明記になっていない部分があるので、それら含めてこの第4条で網羅されているという考え方でよろしいでしょうか。
高山議長	町民課長。
町民課長	只今、議員おっしゃられたようにここで網羅されておまして、そういった支援を考えていきたいということにさせていただいております。
高山議長	ほか、1 番 井澤議員。
1 番 井澤議員	第8条の支援金のところですが、これは自治体として決めるものですが、これ、犯罪被害者に対して国の何か支援とか保障というものがあつたように思いますが、そういうものはありませんか。
高山議長	町民課長。
町民課長	国の支援そのものも法律の中にはございますけれども、こういった死亡した方の遺族への支援金とか障害に対する支援金については、各町でも追加でお支払いするような、支援するような、そういった市町村も数多くありますので、当町につきましては、この支援金を支給する側で制定させていただいております。
高山議長	1 番 井澤議員。
1 番 井澤議員	国の死亡の場合の支援金とか、補償、そういうものについて金額わかれば教えてください。
高山議長	町民課長。
町民課長	現在、手元に資料ございませんので、後ほど調べてお答えさせていただきたいと思います。

高山議長

ほか、ございませんか。8番千葉議員。

8番
千葉議員

今回条例制定ということで、3条の1項、2項だとかそうなのですけど、被害者とか受けた被害の内容とか、2次被害のこともちょっと掲げて、適切に行われるべきものであることと書いてるんですけども、窓口が一応町民課ということであっても、その時の状況によって、例えばの話、有識者とか専門家を入れて話し合われるような想定も考えているのでしょうか。1点だけそれお答えいただきたいと思います。

高山議長

町民課長。

町民課長

有識者等を交えた判断というのは、考えておりません。警察と連携を取りながらの支援の決定ということになっていきます。特に個人情報を守るという意味で、警察と協定を交わしながら、警察からもたらされた情報は他に漏らさないだとか、町側が関係機関に提供した情報についても他に漏らさないというような形の協定を締結しながら、この理念を守っていくことになろうかと思えます。

高山議長

ほか、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第5、議案第1号、平取町犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第2号、平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案第2号、平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。改正の理由につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和6年1月26日に公布されまして、その内容は、国民健康保険加入者における負担の公平性の確保と、減額の対象となる低所得層の拡大を図るとした改正であり、町条例においても該当する部分の改正を行うものでございます。議案の5ページが改正条文となりますけれども、改正の部分

につきましては、6ページ目からの新旧対照表により説明させていただきます。6ページ目をご覧ください。新旧対照表の右側が現行の条例文、左側が改正案となります。まず第2条、第3項の下線で示す部分になりますけれども、こちらは、保険税を賦課する3つの区分のうち、後期高齢者支援金の賦課限度額を2万円引上げ、22万円から24万円に改正いたします。次にその下、第22条第1項の改正になりますけれども、こちらにつきましては、保険税の減額を算定する際において、後期高齢者支援金について、先ほどと同様の賦課限度額を用いるとして、同じく22万円から24万円に改正するものでございます。次に第22条第1項第2号の改正になりますけれども、こちらは、7ページ目をご覧ください。7ページ目の最初の下線部分、29万円から29万5000円の改正につきましては、低所得者世帯の負担軽減措置の範囲拡大でありまして、保険税が5割軽減となる所得判定基準に乗ずる額を改定するものであり、ここの額が増えることで、減額の対象となる世帯の範囲が広がるということになってございます。次に、第22条第1項第3号の改正になりますが、こちらについては8ページ目をご覧ください。8ページ目の下線で示している、53万5000円から54万5000円とする改正についても、前号と同様の負担軽減措置のうち、こちらは保険税が2割軽減となる所得判定基準に乗ずる額を改定するものでございます。議案の5ページ目に戻りまして、附則をご覧ください。附則では、施行期日と適用区分を定めております。第1項、この条例は、令和6年4月1日から施行いたします。第2項、この条例による改正後の国民健康保険税の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。としています。以上で、第2号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第6、議案第2号、平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第3号、平取町給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは、議案第3号、平取町給水条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げますので、議案書10ページをご覧くださいと思います。

平取町給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとします。11ページ、改正の内容につきましては、次のとおり改正するという記載しておりますが、新旧対照表をご覧くださいと思います。こちら新旧対照表、右側が現行で左側が改正案となっております。第4条第1項並びに第35条、第2項のただし書き以降、それから第40条の第1号中こちら13ページに渡りますけれども、こちらの厚生労働省令を国土交通省令に改めるものでございます。また、第46条の第6号中、厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めるものとしてございます。こちらの条例の改正につきましては、令和5年5月26日付の厚生労働大臣官房審議官通知によりまして、水道法等による権限を厚生労働大臣から交通国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新たな設置及び所管事務の見直しを行うものとなっております。11ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例につきましては、令和6年4月1日から施行するものいたします。以上、この改正に伴う説明とさせていただきますので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第7、議案第3号、平取町給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第4号、平取町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第4号、平取町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案14ページをお開きください。平取町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めようとするものでございます。今回の改正理由につきましては、これまで会計年度任用職員につきましては、勤勉手当を支給しないことを基本としておりましたが、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に対して、令和6年4月から勤勉手当を支給することができるものとされたことから、当町においても、他の自治体の動向なども考慮し、令和6年度から勤勉手当を支給するよう条例を改正するものでございます。改正内容について、新旧対照表でご説明しますので、17ページをご覧ください。

ださい。第3条において、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に勤勉手当を追加するものでございます。第14条の次に、新たに第14条の2を追加し、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する規定を追加するものでございます。次に、第21条の次に、新たに第21条の2を追加し、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する規定を追加するものでございます。第29条中、休職者は、の次に他の条例に別段の定めがない限り、を追加するものですが、これは、現行では、休職者には給与を支給しないこととしておりますが、他の条例で定めている場合は支給できるように改正し、この後提案いたします育児休業条例の改正に併せ、育児休業で休職している会計年度任用職員に期末勤勉手当を支給できるようにするものでございます。附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。以上、議案第4号、平取町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第8、議案第4号、平取町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第5号、平取町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第5号、平取町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案19ページをお開きください。平取町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めようとするものでございます。今回の改正理由は、只今、可決いただきました、平取町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例において、会計年度任用職員の期末勤勉手当が正規職員と同様となることから、任期付職員についても均衡を図るため、正規職員と同様にするものでございます。改正内容については、新旧対照表でご説明いたしますので、21ページをご覧ください。第4条第2項中の表中、第15条第2項及び第16条第2項の項を削るもので、これは期末手当と勤勉手当の

額について、正規職員の75%としていたものを、減額しないとするものと
するものでございます。附則として、この条例は令和6年4月1日から施行
するものです。以上、議案第5号、平取町一般職の任期付職員の採用等に関す
る条例の一部を改正する条例について、ご説明いたしましたので、ご審議の
ほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

反対討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のと
おり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第9、議案第5号、平取町一般職の任期付職
員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可
決いたしました。

日程第10、議案第6号、平取町職員の育児休業等に関する条例の一部を改
正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第6号、平取町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に
ついてご説明いたしますので、議案22ページをご覧ください。平取町職員
の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めようとす
るものでございます。改正理由につきましては、地方自治法の改正に伴い、こ
れまで休職中の会計年度任用職員については、給与が支給されなかったとこ
ろですが、育児休業中に要件を満たした場合に、期末勤勉手当を支給でき
るようにするものでございます。改正内容について新旧対照表でご説明しま
すので24ページをご覧ください。第7条第2項中、(会計年度任用職員)を削
り、これにより、第8条において、会計年度任用職員の定義を規定するため、
会計年度任用職員の次に(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計
年度任用職員をいう。以下同じ。)を追加しようとするものでございます。附
則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでござい
ます。以上、議案第6号、平取町職員の育児休業等に関する条例の一部を改
正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い
いたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第10、議案第6号、平取町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第11、議案第7号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第7号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、25ページをご覧ください。町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めようとするものでございます。改正理由につきましては、この条例は、地方自治法及び地方自治法施行令の規定により、町三役をはじめ各行政委員会委員などの長に対する、その損害賠償の責任の一部免責に関する事項を定めているものですが、地方自治法と同法施行令の改正に伴い、条文中で引用しております法律と政令の条番号が変更となり、改正が必要となったものでございます。改正内容については新旧対照表でご説明しますので、27ページをご覧ください。第1表中、第243条の2第1項を第243条の2の7第1項に、第2条中第173条第1項第1号を第173条の4第1項第1号に改めようとするものでございます。附則としてこの条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。以上、議案第7号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第11、議案第7号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第12、議案第8号、平取町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長

議案第 8 号、平取町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案 28 ページをご覧ください。平取町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次の通り定めようとするものでございます。改正理由につきましては、この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用に関し、必要な事項を定めているものですが、令和 5 年 6 月 9 日に法律が改正され、条例に規定する個人番号の利用範囲の根拠となる法律の別表第 2 が削除されることから、条例の文言を整理するために行う改正でございます。改正内容について新旧対照表でご説明しますので、30 ページをご覧ください。第 2 条に、第 5 号特定個人番号の利用事務、法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。第 6 号、利用特定個人情報、法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。の 2 号を加え、第 4 条第 1 項中、規定により法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報を、規定による利用特定個人情報に、同表の第 2 欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に改め、同条第 3 項中、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を、特定個人番号利用事務に、次ページ同項中、同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報を利用特定個人情報に、それから、当該特定個人情報を当該利用特定個人情報に改めようとするものでございます。附則といたしまして、この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。以上、議案第 8 号、平取町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第 12、議案第 8 号、平取町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決い

たしました。

日程第13、議案第9号、平取町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第9号、平取町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書32ページ以降になります。今回の主な改正理由につきましては、介護保険法の改正に伴うもので、低所得者の方の保険料の引き下げを図ることと、保険料の段階について、これまでの9段階を13段階にすることにより、高所得者の方の負担割合を引き上げ、低所得者の保険料に充てるものでございます。令和6年度から令和8年度の介護保険料の改正となりますが、保険料の基準となる第5段階の方の保険料は据え置き、同額となっております。それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、34ページの新旧対照表、左側改正案をご覧ください。第2条、令和6年度から令和8年度までに年度の変更となります。(1)から(3)は、保険料の第1段階から第3段階に対応し、低所得者の方の保険料で、公費による軽減措置前の金額となります。(4)から(9)は、第4段階から第9段階に対応し、保険料の変更はございません。(10)から(13)は、新設された第10段階から第13段階の方の保険料を追加しております。第3項後段、1万8120円とする、は、第1段階の方の軽減措置後の保険料となり、年額1万8120円に定めるものです。次に、第4項は第2段階の方の保険料を年額3万840円に定めるものです。35ページをお開きください。第5項は、第3段階の方の保険料を年額4万3560円に定めるものです。続いて、第4条第3項は介護保険法の改正条文に合わせて文言の修正、追加を行うものでございます。なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものでありますが、経過措置として、令和5年度以前の保険料については、従前の例によるものといたします。以上、平取町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

只今、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第13、議案第9号、平取町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第14、議案第10号、公の施設に係る指定管理者の指定についてを議

題とします。提案理由の説明を求めます。観光商工課長。

観光商工
課長

議案第10号、公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案の36ページをご覧ください。本件につきましては、現在、豊糠自治会が指定管理者として管理運営をしております、とよぬか山荘の3年間の指定管理期間が令和6年3月31日をもって期間満了となることから、町条例に基づき、公の施設の管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。1. 管理を行わせる施設の名称及び所在地につきましては、施設の名称は、平取町豊糠体験宿泊施設「とよぬか山荘」所在地は、沙流郡平取町字豊糠24番地3です。2. 指定管理者となる団体の名称につきましては、豊糠自治会でございます。3. 管理を行わせる期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としております。4. 選定の理由でございます。平取町公の施設に係る指定管理者選定委員会におきまして、平取町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第2号の規定により、当該地域住民の団体自ら地域の活力を積極的に活用した管理を行うことで、事業効果が相当程度期待できることから、公募によらない方法をとる理由として了承されたところでございます。なお、現在の指定管理者である、豊糠自治会に対しまして、今後の意向を確認したところ、4月1日以降の指定管理について、継続の意向が確認されましたので、この意向を受けまして、令和6年2月21日に指定管理者選定委員会が開催され、豊糠自治会につきましては、平成24年4月から12年間において、指定管理者としてとよぬか山荘を管理運営しており、これまでのノウハウの蓄積もあるということから、これまでと同様に、豊糠自治会による指定管理を継続するというところで了承を得たところでございます。説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番千葉議員。

8番
千葉議員

再度、豊糠自治会ということで指定管理という形をとるようでございますけれども、現在、豊糠自治会という形であれば、世帯数と人数がどのぐらいか、私ちょっと正確なところ捉えていないのですけれども、自治会としての人数は何人ぐらいいるのか、それで全員参加みたいな形をこれからもとっていくのか、あるいはその選ばれたその自治会の中で数名ピックアップして、とよぬか山荘の運営に当たるのか。詳細を知りたいのですけれども、その辺のご説明をお願いしたいと思います。

高山議長

観光商工課長。

観光商工
課長

世帯人数につきましては、申し訳ありません、数字のほうは細かい部分がちょっと資料、手元にございませぬけれども、ご承知のとおり少ない集落でございまして、20ほどの世帯かなというふうに思っております。それで実際、運営するに当たって、その中で色々な人が関わってやっていかなければならないのではないかというご質問だったと思っておりますけれども、実際、選定委員会開いた中でも、そういったご意見がございまして、今回指定管理をするにあたって、自治会の中でも継続するにあたってかなり議論されております。週4回5回の自治会の中での議論をされておまして、その中で、実際、特定の人だけではなくて、全体でこうやっていくということで確認をされているところでございまして、今後新しい協定の中の協定書の仕様書というものがございまして、その仕様書の中でも、そういった文言は今はいなかったのですけれども、新しく追加をしたりですとか、町のほうからもそういった地域全体で運営をしていただきたいということは、打合せの中でもしておりますので、協定書の中でもそこは謳っていきたいというふうに考えております。すみません、もう1点よろしいですか。今の豊糠の世帯数についてでございますけれども世帯数が17世帯でございまして、人数が25名でございまして。

高山議長

8番千葉議員。

8番
千葉議員

私は指定管理について何も拒むものはないのですけれども、やはり今までの指定管理の中身を、実際このとよぬか山荘を利用された私の知り合いとかも何人かいたのですけれども、ちょっとした何というのですかね、この施設の運営の在り方についてとか食事の関係だとか、様々やはり苦言というのか、そういったことで、苦情までいかないにしても、こうあったらどうかなという人が何人か今までもいたのですけれども、その辺はやはり今後の指定管理という形で豊糠自治会として、いわゆる全員協力体制を持ってやっていくということが建前なのですけれども、今後はやはり国立公園の関係もありますし、様々な登山客も増えてくる、そういったこともあるものですから、やはり一定の改善がされていくような要素が生まれれば、やはり自治会と必要に応じて、話し合いをきちんとしていくという、この期間、令和9年の3月31日までとなっておりますけれども、何回か協議を重ねて、やはり良い運営でとよぬか山荘を利用して良かったという形がとれるような方策をぜひ講じてもらいたいと思うのですけれども、その辺について一言、答弁お願いいたします。

高山議長

観光商工課長。

観光商工

千葉議員おっしゃるとおり、令和6年、国立公園化を迎えるということ等は

課長 関係者一同、認識してございまして、そういった理由から、先ほど申し上げました協定書の仕様書の中に、例えば先ほどおっしゃった食事の関係も盛り込みたいと考えておりますし、それから対応、接客の関係、それから、アンケート調査とかですね、そういったことで実際、利用された方の意見を聞くようなことですか、今まで入っていなかったサービスの部分も盛り込みたいというふうに考えております。そういった形で、サービスの向上に努めていければというふうに考えております。

高山議長 ほか、質問ございませんか。質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第14、議案第10号、公の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決いたしました。

それでは、休憩に入ります。10時42分ぐらいということで、休憩に入ります。

(休憩 午前10時31分)

(再開 午前10時41分)

それでは、再開いたします。議題に入る前に本日の議案第1号の質問の中で井澤議員の質問の中で、補足の説明を町民課長よりしていただきますので、よろしく願います。町民課長。

町民課長 それでは、回答を保留させていただいた部分について、お答えさせていただきます。犯罪被害者等給付金、警察庁によるものについては、遺族給付金が最高で遺族に対して2964.5万円というふうに記載されております。それは負傷や疾病にかかった日から1年間の医療費の自己負担額と休業損害を考慮した額を合算したもので算出されるというものになっております。重傷病給付金につきましては、最高限度で120万円までというような内容で記載がされておりましたので、お答えいたします。

高山議長 よろしいですか。それでは日程第15、議案第11号、町道の認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道課長 それでは、町道の認定についてご説明を申し上げますので、議案書37ページをご覧くださいと思います。町道の認定について次の路線を町道に認

定するものとするものです。認定しようとする路線につきましては、路線番号390号、路線名岩知志伊藤線、起点岩知志55番地16、終点岩知志38番地6でございます。こちらにつきましては、見取図をご覧いただきたいと思っておりますので、38ページをご覧いただきたいと思っております。こちら町道岩知志伊藤線につきましては、国道を起点とし、終点の岩知志38番地6までの総延長187.50メートル、実延長177.30メートル、重用区間10.2メートル、幅員6.0メートルでございます。認定しようとする町道につきましては、今回、岩知志自治会のほうから要望がありまして、こちらに2件の新規就農者が家を建て、生活道路として国道までのアクセス向上、またハウスでの出入り等の生活道路として使用したいということで要望がありまして、現地を調査し確認をさせていただきましたところ、生活道路として利用が見込まれ、用地については寄附をいただけるという予定であるため、町道認定の基準に合致することから、認定を行うものでございます。以上、道路法第8条の規定によりまして、町道の認定についてご説明を申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高山議長

只今、説明が終わりましたので質疑に移ります。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第15、議案第11号、町道の認定については原案のとおり可決いたしました。

日程第16、議案第12号、町道の変更認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

続きまして、町道の変更認定についてご説明を申し上げます。議案書39ページをご覧いただきたいと思っております。議案第12号、町道の変更認定について次の路線を変更認定するものいたします。路線につきましては、路線番号344号、仁世宇市街線、こちらこれまでの起点岩知志154番地3を岩知志59番地3に変更し、経過地を仁世宇橋を加えるものでございます。また、路線番号345号、仁世宇川沿線ですけれども、起終点は変わらず、経過地としまして、仁世宇橋外6橋から森見橋外4橋に変更するものでございます。こちらは道路法第10条の規定によりまして、町議会にお諮りするものでございます。変更の理由としまして、最初に、路線番号345号、仁世宇川沿線からご説明申し上げますので、40ページの見取図をご覧いただきたいと思っております。仁世宇川沿線は国道から仁世宇橋を渡り、中ノ沢橋、クローム橋

を經由して、国有林境界までの総延長1万3085.00メートルの町道で
ございます。こちら、令和4年8月の豪雨によりまして、森見橋付近で地滑り
による路体の崩壊が発生したことにより、通行が出来ない状況にあるため、
現在、1350メートルの区間で通行止めを行い、仁世宇川左岸を併走する
林道、仁世宇川沿線を代替道路として通行を確保してございます。崩壊箇所
の整備についても、地滑りの規模を考えると対策工に3億以上が見込まれ、
事業期間も長期となることが予想されることから、現在通行止めを行って
いる1350メートルの区間を林道として移管し、林道、仁世宇川沿線の18
28メートルを町道として経過地を変更して認定し、管理しようとするもの
でございます。また、町道仁世宇市街線は仁世宇橋を渡り、仁世宇川右岸下流
側に併走する町道ですが、この度の仁世宇川沿線の路線変更に伴い、起点を
仁世宇橋左岸に変更するものであります。従いまして、見取図の表のとおり
路線番号344号、仁世宇市街線の起点を岩知志59番地3に変更し、総延
長423.80メートルを502.80メートルの79.00メートル増、実
延長414.70メートルを498.80メートルの84.10メートル増、
重用9.10メートルから4.00メートルの5.10メートル減となり、路
線番号345号、仁世宇川沿線は総延長1万3085.00メートルを1万
3128.40メートル、43.4メートル増、実延長1万3077.00メ
ートルを1万3120.40メートル、43.5メートル増。重用は変更なし
とするものであります。以上、町道の変更の認定についてご説明を申し上げ
ますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第16、議案第12号、町道の変更認定につ
いては、原案のとおり可決いたしました。

日程第17、議案第13号、令和5年度平取町一般会計補正予算第8号を議
題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第13号、令和5年度平取町一般会計補正予算第8号につきましてご説
明いたしますので、41ページをご覧ください。令和5年度平取町一般会計
補正予算第8号は、次に定めるところによるものといたします。第1条、歳入
歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ1億475万円を追加し、その
総額を72億5724万1000円にしようとするものでございます。第2

項におきまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものとしております。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、50ページをお開きください。上段、2款2項2目賦課徴収費12節委託料137万5000円の追加でございます。これは、令和6年度税制改正に伴う個人住民税の1人1万円の定額減税実施にあたり、個人住民税システムと税務LANシステムの改修が必要となることから、その改正に係る委託料を増額するものでございます。財源は全額、重点支援交付金を充当いたします。なお、本業務は年度末までに完了する見込みがないことから、翌年度繰り越しを予定しております。次に下段、4款1項4目環境衛生費11節役務費81万6000円の追加でございます。これは令和5年度から有害鳥獣搬入手数料がエゾシカ1頭当たり4500円から5000円に増額されたため、予算に不足を生じることから、手数料を81万6000円を追加するものでございます。財源は道の地域づくり総合交付金を充当いたします。次に51ページ上段、4款1項6目診療所費27節繰出金186万8000円の追加です。これは振内国保診療場特別会計において、当初予定しておりました診療収入の減と、国保会計繰出金の財源であります国保調整交付金が見込みより少なかったため、不足する財源を一般会計から繰り出すもので、186万8000円を増額するものです。次に下段、5款1項2目農業振興費1億1362万6000円の追加です。これは、18節負担金、補助及び交付金において、一つは、道の補正事業で燃料費の高騰の長期化を踏まえ、燃料費の負担が大きい施設園芸農家に対して、エネルギー転換の取り組みへの支援や今回の高温障害による収量減のリスクへの対応など、施設園芸の生産基盤の確立を図るため、自動換気装置や遮光ネットなどの整備に要する税抜の事業費の2分の1以内を助成する施設園芸生産基盤緊急支援事業が創設され、再三に渡りまして要望調査を行った結果、36件、税抜の事業費8500万円の要望があったため、施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金4200万円を追加するものでございます。二つ目は、水田から畑地化された農地に対し、地域の各施設維持管理組合において、新たに畑として減額した賦課金単価を設定した場合、維持管理費に不足が生じることから、その賦課金差額の残耐用年数分について、畑地化協力金が国から市町村などを経営して交付されることとなったことから、経営所得安定対策等畑地化協力金、7162万1000円を追加するもので、18節合計1億1362万6000円の追加でございます。財源については全額、道から補助金が交付されます。なお施設園芸生産基盤緊急支援事業につきましては、翌年度繰り越しを予定しております。次に、52ページ上段、5款2項2目林業振興費133万円の減額です。これは、今年度の森林環境譲与税が確定し、各事業も確定したことから、実績見込額に合わせて減額補正し、執行残については、森林環境譲与税基金に積み立てるものでございます。10節需用費消耗品費31万3000円の減額。

ウッドピリカ事業の木質記念品や木育推進事業に係る消耗品の執行残でございます。14節工事請負費56万5000円の減額。公共施設木質化事業と作業路整備工事に係る執行残でございます。18節負担金、補助及び交付金571万8000円の減額。森林環境譲与税活用事業補助金の執行残349万6000円及び林業担い手対策事業補助金の執行残222万2000円でございます。24節積立金526万6000円の追加。これは只今、説明いたしました事業費の執行残により減額した合計額659万6000円から、森林環境譲与税額の確定により、歳入が133万円減となる見込みから、その差額526万6000円を追加して積み立てるものでございます。次に下段、7款2項1目道路維持費14節工事請負費1950万1000円の減額です。これは、町道苧菜福満線擁壁工事において、開発局の苧菜大橋付近の河川工事との協議により、当初、町負担で積算していた工事費のうち、開発局負担で実施できることがあったことなどから、不用額が生じたため、減額補正するものでございます。次に、53ページ上段、7款2項2目道路新設改良費1550万円の追加です。これは令和6年度事業完了予定の芽生旭線改良工事が国の補正予算対象事業に該当したことから、国からの配当率が通常より有利となるため、事業を要望した結果、交付金の内示があったため、前倒しで実施するための補正となります。補正額の算定に当たり、今年度の各事業の確定による実績見込額により予算額を精査し、執行残分の予算を減額し、今回の芽生旭線改良工事に必要となる事業費との差額分を補正するもので、14節において、工事請負費1550万円を追加するものです。財源は国庫補助金と一般財源となります。なお、本事業は翌年度繰り越しを予定しております。次に下段、7款2項3目橋梁維持費4000円の追加です。これは、橋梁点検業務における現地調査の結果、紫雲古津川向大橋の橋脚が高く、想定していた橋梁点検車では行うことが出来ず、作業範囲の広い大型の橋梁点検車に変更する必要があり、予算に不足を生じることから増額するもので、工事請負費の執行残を減額し、予算を組み替えるものでございます。12節委託料、210万円の追加。14節工事請負費209万6000円の減額となります。財源につきましては、地方債から一般財源に振替になります。次に54ページ上段、9款4項3目文化財保護費、12節委託料860万8000円の減額です。これは、博物館所蔵民具撮影事業委託料について、令和5年度アイヌ政策推進交付金を活用し実施する予定でしたけれども、補助採択されなかったため、予算執行しなかったことから、全額、減額するものでございます。次に下段、12款2項8目平取町金券基金積立金、24節積立金100万円の追加です。これは、中学生までの医療費の自己負担分を平取町金券として還元しておりますが、今年度、金券の利用による支出が増加したため、基金残高に不足を生じることから、積立金を追加するものでございます。歳出については以上です。次に歳入につきましてご説明いたしますので、46ページをお開きください。上段、2款3項1目森林環境譲与税、1節森林環境譲与

税 1 3 3 万円の減額です。これは今年度の森林環境譲与税について、交付額が確定したことにより、1 3 3 万円減額するものでございます。続いて下段、1 0 款 1 項 1 目地方交付税 2 3 9 万 6 0 0 0 円の増額です。今回の補正に必要な一般財源について普通交付税を充当するものでございます。次に 4 7 ページ上段、1 5 款 2 項 1 目総務費国庫補助金、1 節総務費総務管理費補助金 1 3 7 万 5 0 0 0 円の増額です。これは歳出 5 0 ページでご説明いたしました、個人住民税システム改修と税務 L A N システム改修について、全額物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を見込んでおります。次に下段、1 5 款 2 項 2 目民生費国庫補助金、1 節社会福祉費補助金 6 8 8 万 6 0 0 0 円の減額です。これは、5 4 ページでご説明いたしました、博物館所蔵民具撮影事業が、アイヌ政策推進交付金に採択されなかったため減額するものでございます。次に 4 8 ページ上段、1 5 款 2 項 5 目土木費国庫補助金、1 節道路橋梁費補助金 1 5 4 8 万 8 0 0 0 円の増額です。これは、5 3 ページでご説明いたしました、芽生旭線改良工事について、事業費の約 5 5 % が社会資本整備総合交付金として交付されるものでございます。次に下段、1 6 款 2 項 3 目衛生費道補助金 8 万 1 0 0 0 の増額です。これは 5 0 ページでご説明いたしました、エゾシカの捕獲にかかる、有害鳥獣搬入手数料単価の増額に伴う事業費の増加による、地域づくり総合交付金の増額を見込んだものでございます。次に 4 9 ページ上段、1 6 款 2 項 4 目農林水産業費道補助金 1 億 1 3 6 2 万 6 0 0 0 円の追加です。これは、5 1 ページでご説明いたしました施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金と、経営所得安定対策等畑地化協力金について全額、道補助金として交付されるものでございます。次に下段、2 2 款 1 項 5 目土木債、1 節道路橋梁債 2 0 0 0 万円の減額です。これは今年度の道路維持事業改良事業、橋梁維持事業における各事業費の実績見込額により、各事業の起債充当額をここに記載のとおり補正するもので、道路ストック整備事業は、荷菜福満線擁壁工事の事業費の減によるものでございます。歳入歳出予算事項別明細書については以上でございます。次に第 2 表繰越明許費についてご説明いたしますので、4 4 ページをお開き願います。2 款 2 項徴税费、個人住民税システム改修事業 1 3 7 万 5 0 0 0 円、3 款 1 項社会福祉総務費、低所得世帯に対する臨時特別給付金事業 1 5 7 0 万 4 0 0 0 円、3 款 2 項児童福祉総務費、低所得子育て世帯に対する加算給付金事業 3 5 0 万円、5 款 1 項農業費、施設園芸生産基盤緊急支援事業 4 2 0 0 万円、6 款 1 項商工費、地域商品券発行事業 6 8 0 万円、7 款 2 項道路橋梁費、芽生旭線改良舗装事業 2 8 0 0 万円の 6 事業については、それぞれ令和 5 年度末に事業が完了する見込みがないことから、これを令和 6 年度に繰り越そうとするものでございます。以上、議案第 1 3 号、令和 5 年度平取町一般会計補正予算第 8 号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしく願います。

高山議長 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番崎廣議員。

6番崎廣議員 何点かわからないところがあるので質問させていただきます。50ページ、4款1項4目環境衛生費の手数料なんですけども、先ほど総務課長のほうから地域づくり交付金で対応をしますということで話があって、地域づくり交付金は8万1000円ということなんですけども、この事業費が80万円あって、1割しか対応にならないというか、採択にならないということなのか。

高山議長 町民課長。

町民課長 地域づくり交付金の補助対象経費につきましては、事業費の20%、そのうちの2分の1が補助金として交付されることとなります。これは特別交付税のほうでも算定の対象になるものですから、過充当とならないために、そのような対象経費と補助率が設定されているということで、実質的には、支出額のうちの1割が交付されるというものでございます。

高山議長 6番崎廣議員。

6番崎廣議員 ダブルにならないということで理解いたしました。それで54ページ、文化財保護費の撮影事業委託料860万8000円の減額なんですけれども、補助採択にならなかったから事業をやらないで減額をしたということなんですけれども、予算の在り方として要は、補助採択の見込みで出して採択されなければそれはやらないという、そういう予算編成の在り方でよろしいのでしょうかということなんですけれども。

高山議長 総務課長。

総務課長 これは年度当初にですね、アイヌ施策推進交付金については、事業計画書を提出させていただいて、予算編成させていただいて、国のほうの補助申請が2月頃になっておりますので、もう予算編成が終わった後に補助申請をさせていただきますので、それでその時点で採択されない場合は執行しないというようなことで、予算編成をさせていただいております。

高山議長 6番崎廣議員。

6番崎廣議員 3回ですね。ということは、この事業というのはやってもやらなくてもよかったという事業なのですか。

高山議長 総務課長。

総務課長 この事業については、令和6年度の新年度予算で再計上させていただいております。

高山議長 ほか、5番金谷議員。

5番
金谷議員 では、51ページの歳出の診療所費の中で、先ほど総務課長のほうから説明ございましたけれども、医療収入の減と交付金の減ということで、その辺の内訳ちょっと教えていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

高山議長 町民課長。

町民課長 診療所費の繰出金に関するご質問かと思えます。お答えいたします。この後、補正予算でも出てくるのですが、そこでも触れさせていただこうとは思っておりましたが、診療収入につきましては、人数で予算2400名で当初予算組んでおりましたが、その9割程度にとどまりそうだとということと、診療単価につきましても、それぞれ当初予算で組んだ額より、実績としては下がっているということが診療収入減の要因となっております。それと、国保会計繰出金の財源となる国保の特別交付金につきましては、その算定が年度単位ではなく、当初、我々は年度単位で算出されるものだと考えておりましたが、暦年、暦の1年、1月から12月という中で支出したものが対象経費として算出されるということになったものですから、国保診療所とさせていただいて運営しだしたのが昨年4月からということになって、12月までの分がその交付金の対象になると。本年の1月から3月までの支出、収支不足については、次年度の交付金の対象になるということで、今年度、全額が交付されたわけではなく、一部交付が残ってしまったという部分がございます。そこで財源が不足するものですから、一般会計に繰り出しを求めるものでございます。

高山議長 ほか、質問ございませんか。それでは、質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第17、議案第13号、令和5年度平取町一般会計補正予算第8号は原案のとおり可決しました。

日程第18、議案第14号、令和5年度平取町介護保険特別会計補正予算第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第14号についてご説明いたしますので、議案書56ページをお開きください。令和5年度平取町介護保険特別会計補正予算第3号は次に定めるところによるものであります。歳入歳出予算の補正であります。第1条は歳入歳出予算の総額にそれぞれ1161万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億6329万円とするものであります。第2項は、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、60ページをお開きください。今回の補正の目的は、令和4年度の繰越金を精算し、介護給付費基金へ積み立てるものでございます。4款1項1目介護給付費基金積立金24節積立金1161万2000円を追加いたします。令和4年度から5年度への繰越金約3100万円を財源として、5年度に確定しました国・道交付金の返還を行い、今回、繰越金の残額を介護給付費基金に積み立てるものです。歳出は以上です。続きまして、歳入59ページをご覧ください。8款1項1目繰越金、1節繰越金1161万2000円を追加します。令和4年度の繰越金を基金積立金の財源とするものです。以上、令和5年度平取町介護保険特別会計補正予算第3号についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第18、議案第14号、令和5年度平取町介護保険特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決いたしました。

日程第19、議案第15号、令和5年度平取町振内国民健康保険診療助特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第15号、平取町振内国民健康保険診療所特別会計補正予算第1号についてご説明させていただきます。ページは61ページからとなります。先ほどの回答と少し重複もございましたが、ご容赦いただきたいと思います。まず補正理由についてですが、決算見込みにおいて歳入が不足することが判明したことにより、その不足となる財源を一般会計繰入金に求めるものです。議

案の内容をご説明いたします。第1条、歳入歳出予算、歳入予算の補正ということで、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表、歳入予算補正によるものとしております。次に、事項別明細書の内容についてご説明申し上げますので、64ページをお開きください。1款1項1目1節の外来収入は70万4000円の減額です。これは、当初予算で想定した年間の患者数2400人に対し決算ではその90%程度の見込みとなったためです。4款1項1目1節の一般会計繰入金は186万8000円の増額で、これは、不足する歳入を補填するために、一般会計から繰り入れるものです。4款1項2目1節の国保会計繰入金については、これは診療所収支の不足額の3分の2が国保会計のほうに特別交付金として入ります。そのため、国保会計からこの会計に繰り入れるものとなっていますが、この交付金の算出については4月から3月までの年度と想定しておりましたが、年度ではなく暦年ということであったため、令和6年1月から3月までの支出分に対する交付金が翌年度歳入となるために、令和5年度歳入が不足することとなったものです。この度の補正は歳入のみとなり、総額としての変更はございません。以上、ご説明とさせていただきます。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第19、議案第15号、令和5年度平取町振内国民健康保険診療所特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決いたしました。

それではちょっと時間が早いのですけれども、午前中についてはこれまでとして休憩します。なお、議員の皆さんについては、議員控室において連絡事項その他ありますので、よろしくお願いをしたいと思います。それでは、再開は13時ということにしますので、よろしくお願いをいたします。それでは休憩に入ります。

(休憩 午前11時23分)

(再開 午後1時00分)

それでは午前に引き続きまして午後の部を再開したいと思います。

日程第20、令和6年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明に入ります。町政執行方針の説明を求めます。町長。

町長

令和6年第2回平取町議会定例会にあたり、私の町政執行に関する所信の基本的な方針を明らかにいたします。

私は、町民の皆様の町政への信頼と期待に応えるよう、これまでの行政経験を活かし、議会と町民との連携、合意を意識して、平取町のまちづくりに全力を尽くす所存ですので、引き続き議会、町民の皆様のご理解、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

昨年5月に季節性インフルエンザと同じ取り扱いとなったことから、3年半あまりに及ぶコロナ禍が収束しました。各種イベントが再開されるなど、平取町でもコロナ禍前の日常が戻ってきております。

ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエルとハマスの紛争が続くなか、不透明な国際情勢を背景に、各国の間の貿易や投資が細り、日本、アメリカ、中国のいずれも景気減速に直面すると予想され、今年の世界経済の成長率が去年をさらに下回り、3年連続で減速するという見通しが世界銀行から発表されています。

これらを背景とし、国内では続く円安などの影響もあり、物価高や電気料金、燃油価格の高止まりなどが産業経済活動、国民の生活や公共事業にも影響を与えています。

令和6年度の国の予算案は、一般会計の総額が過去2番目となる112兆5,717億円となり、歳入面では、景気回復や物価高騰を背景として、法人税や消費税での増収が見込まれる一方、定額減税の影響等により所得税では減収が見込まれています。歳出面では社会保障関係費や国債費が最高を更新しており、物価に負けない賃上げの実現に向けた経費、こども・子育て政策の強化に係る経費等が盛り込まれています。

増加を続ける普通国債の発行残高は令和6年度末には1,105兆円余りにまで膨らむ見込みです。国債の発行残高が積み上がる中、今後、金利が大きく上昇すれば利払い費がさらに増える可能性もあります。財政健全化に向けて、徹底した歳出改革が必要になっています。

さて、令和6年度平取町各会計予算は、町民、議会からの意見なども聴取し取りまとめた、第6次平取町総合計画実施計画を基本とし編成いたしました。一般会計の総額は67億800万円で令和5年度と比べ1.9%、1億3,000万円の減となっております。財源の確保などは、依然として厳しい状況は続きますが、本予算の執行にあたり総合計画でのまちづくりのテーマごとに、次の内容で重点的に取り組んでいく所存です。

第1 「豊かな心を育むまちづくり」(教育・文化)【町長部局関連分】

【アイヌ文化の振興】

アイヌ施策推進法に基づく「平取町アイヌ施策推進地域計画」は、二期目の5か年計画が令和6年度からスタートすることになります。第一期計画に基づき進めてきたイオル再生事業、21世紀アイヌ文化伝承の森プロジェクト事業、大学間連携事業、シシリムカ文化大学運営事業などの各種事業も、様々な視点からの検証・ご意見などによりさらに内容の充実等を図り、継続的に取り組んでまいります。

国内外からの注目と高い関心が集まるアイヌ文化の魅力の情報発信をさらに積極的に進めるとともに、当町のめざす伝承者の育成、伝承に必要な自然素材の確保、各種団体との文化交流促進などをさらに深化した平取町ならではのアイヌ文化の振興、継承を推進していきたいと考えています。

【平取高等学校の存続】

平取高等学校は年々入学者が減少し、地域連携校として入学者が10名に満たない年が2年続けば募集停止といった厳しい状況にあります。地域の高校がなくなることによる計り知れない地域の衰退が懸念されることから、高校、行政、議会、町民、外部学識経験者等で組織する「平取高校の魅力化を図り存続させる会」での協議などをもとに、町内中学卒業生の平取高校への進学率向上をめざすとともに、町外からの入学者の獲得について取り組みを進めています。令和6年度は道外、域外から複数の生徒が入学する予定ですが、内部進学率が低く全体の入学者が10名に届かない出願状況となっています。今後は全国募集を継続するとともに、内部進学率の向上をめざし、「びらとり義経塾」の運営をはじめ、募集方法の検討や、生徒の受け入れ体制の整備など、平取高校の魅力化と存続について平取高校、北海道教育委員会、町教育委員会などとの連携により、新たな取り組みや対応策の強化を図ってまいります。

第2 「健康で楽しく暮らせるまちづくり」(保健・医療・介護・福祉)

【保健・健康づくり】

生涯にわたり、健やかで心豊かな毎日を過ごすことは、全ての町民が望む共通の願いであり、自分らしい生活を送るための基盤となります。

国の「21世紀における国民健康づくり運動」の指針などにも則り、新たな健康課題や社会情勢などを踏まえた総合的な健康づくりを進めるため、令和6年度を初年度とする「第1期平取町健康増進計画」を策定いたしました。本計画では、生活習慣病対策や心の健康対策をはじめとした、7つの項目に

において基本的な健康施策を定めたものとなっています。これらの取り組みを重点的に進め、町民の健康増進のための生活の質の改善と、医療費の適正化を同時にめざすことといたします。

また、健康を守るのは食の力といった視点で、「平取町食育推進計画」に則した食育事業を継続拡充してまいります。

【医療】

平取町国民健康保険病院は、町民の命と健康を守るための病院として、関係機関とも連携強化を推進し、地域が必要とする医療の展開を図ってまいります。

病院経営に関しては、医師を中心とした医療スタッフの努力により収益は改善傾向が顕著であります。本年4月から施行される医師の働き方改革、6月は診療報酬の改定があり、医療業界を取り巻く環境に大きな変化が訪れる年となります。医師や医療従事者等の継続的な確保の課題はありますが、地域における平取町国民健康保険病院が持つ役割を発揮し、諸課題にも一つ一つ対処してまいります。

令和6年度から国の公立病院経営強化ガイドラインに沿った、「平取町国民健康保険病院経営強化プラン」をもとに経営の健全化の具体的な方策や様々な角度からの検討を行い、持続可能な地域医療を提供できる病院づくりをさらに進めてまいります。

【子育て】

令和2年度に「平取町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「平取町の子どもが、健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくり」を目的に掲げて、子育て支援について総合的かつ計画的に取り組んでまいりました。

子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを生ま育てることをめぐる諸課題を解決することは重要です。そのために、子ども・子育て支援新制度に基づき、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「教育・保育の量的確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」などに向けた取組を今後も推進するとともに、平取町の次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子どもを持ちたいと思う人が安心して子どもを産み育てることができるような環境づくりに取り組んでまいります。

町立荷葉へき地保育所が、園児の減少により令和5年度で閉所することとなり、紫雲古津へき地保育所も今後の入園児の状況から令和6年度末で閉所となる見込みです。児童数の減少は、民間保育所の経営にも支障をきたす現状を踏まえ、今後の平取町の保育体制について、関係者との協議のうえ、現実的な方向性を検討してまいります。

【高齢者】

高齢者の健康寿命の延伸を実現し、自らも地域社会の担い手として活躍できるような自立した生活を送ることができるよう、質の高い保健医療・福祉サービス、将来にわたって安定した介護保険制度の確立をめざすため、病院、地域包括支援センター、平取町社会福祉協議会や平取福祉会、企業等が相互に連携し、健康づくりや介護予防に取り組んでいける体制のさらなる強化充実を図ってまいります。

また、令和6年度を初年度とする第9期平取町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、「いつまでも共に支え合う地域づくり」を目標とし、町民一人一人の意識の高まりと合わせ、地域共生社会の構築を目指した各種施策を展開してまいります。

【障がい者】

障がいのある方の意向を的確に反映し、地域において必要な障害福祉サービス、相談支援、及び地域生活支援事業などの各種サービスを計画的に提供できるように令和6年度スタートする「第1期障がい者プラン」に基づき推進してまいります。

平取養護学校高等部の卒業生などを含む障がいのある方が、可能な限り地域での自立をめざすことができるよう、就労の場の拡充と住居などの確保が求められておりますので、関係団体と連携協議し、より具体的な整備を検討してまいります。

第3 活力を生むまちづくり（産業）

【農業】

平取町の主要作物であるトマトの栽培については、去年は猛暑等の影響により販売額が伸び悩んだ状況にはなりましたが、「びらとりトマト」のブランドは確実に定着してきており、全国屈指の産地としての地位を築くに至っております。

しかし、生産農家の高齢化や離農により作付面積は減少してきており、後継者や新たな担い手を確保することによって、農地を守り産地を維持していくことの重要性が増しています。

そのため、従来の新規就農受入・支援制度に加え、令和5年度から運用を開始した「就農チャレンジ農場」における農業研修生の受け入れを進め、次の世代を担う人材の育成に取り組んでまいります。

トマトと並ぶ平取町ブランドの「びらとり和牛」については、農業生産費が、未だにコロナ禍や、円安、国際紛争の影響から高騰し続けております。また、

依然として和牛生産にかかる需給動向が消費低迷していることから、平取町畜産公社を含む畜産農家の経営は、今なお厳しい状況が続いております。

今後、これらの状況を鑑み、びらとり和牛ブランドの継承や畜産公社の経営方針等についても、町内の関係農家、農協、関係団体との情報共有などにより、様々な視点での検討を進めたいと考えております。

酪農・養豚・軽種馬等の畜産振興についても生産者及び関係団体と協議連携し、平取町としての支援を継続してまいります。

農業生産基盤と農村生活環境の整備を計画的に進めることで、農業の持続的発展、農村の振興、食料の安定供給、多面的機能の発揮を引き続き図ってまいります。

また、国の畑地化促進事業による水田の畑地化が急速に進む中、市町村による「地域計画」の策定が求められており、町内各地域の農業将来像についてまとめることとなっております。畑地化後農地の有効活用に向けた流動化や、農業施設の効率的な維持管理など、各地域での農業課題等について地域で話し合いを持ち関係機関と十分に協議を重ね、地域が主体となった計画となるよう進めてまいります。

【林業】

森林が有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な森林管理を進めると同時に、町有林の循環型経営を確立し、事業量の安定を図り、森林施業の基盤である林道の開設や適切な維持管理も継続してまいります。

また、令和6年度から森林環境税が国税として課税されることから、町民の皆様幅広く森林環境維持のため必要な財源であることを理解されるよう努めるとともに、これからも森林環境譲与税を活用して民有林の間伐推進、作業路の整備などにより安定した森林整備を推進し、人と木や森とのかかわりを主体的に考えられる豊かな心を育む「木育」の推進と町内の公共施設などの木質化による木材利用の促進を継続的に進めてまいります。

さらに、林業現場での人材確保については、令和5年度に創設した林業担い手対策事業の取り組みの成果として、北海道立北の森づくり専門学院から令和6年度、2名が町内での就職を希望してくれております。

さらに、担い手不足や作業従事者の高齢化が著しい林業並びに木材製造業について、人材確保の取り組みを強化してまいります。

また、木質バイオマスの活用を進めるため、地域内での林地残材や未利用材の活用などによる原料供給体制の具体的検討を進め、木質バイオマス燃料での再生可能エネルギーの創出による地域内経済循環型システムのさらなる構築をめざしてまいります。

【商工業】

人口減少、時代の変化や消費者の価値観の変化などから、平取町でも小売店

や飲食店は減少の一途を辿っています。

以前のような商店経営が難しい環境にはありますが、生業として成り立つ、消費者のニーズに呼応できる職種や商法なども検証し、後継者対策、空き店舗の活用や外部からの人材の確保なども、商工会と連携し積極的に進めてまいります。また、コロナ禍の収束により復活するイベントの開催にも支援をしております。

さらに、人口減少の抑制や雇用の確保という見地から、企業誘致への情報収集なども進めてまいります。

【観光】

観光を契機とする交流型のまちづくりを進めることで、観光が他の産業を活性化し、雇用の創出やアイヌ文化の振興、人口の定住にもつながることを期待し各種事業を進めてまいります。

町内へ人を呼び込む手段としての平取型ツーリズムなどの提供のため、観光協会やアイヌ文化振興公社などの関係団体と連携し、大胆な発想とアクションで、観光分野の各種事業等の活性化と観光資源の新たな掘り起こしを推進してまいります。

あわせて観光資源としてのすずらん群生地、二風谷コタン、びらとり温泉ゆから、義経神社、映画ロケ地などへの観光客の積極的な誘致と、キャンプ場を有する二風谷ファミリーランドやニセウエコランドについてもソフト、ハード両面で入込客、観光消費額増のための取り組みを強化してまいります。

また、「日高山脈襟裳国定公園」の国立公園化が年内に確実となったことから、日高山脈の秀峰、幌尻（ポロシリ）岳を有し、麓にアイヌ語地名や伝説などが数多く残る平取町としても、国立化というブランドを活用した、来訪者や登山客の誘致を図ってまいります。

第4「快適に暮らせるまちづくり」（生活環境）

【生活基盤】

町民が暮らすうえで基本となるライフライン関連施設を、適正かつ良好な状況で維持管理し、住民サービスを提供することは、自治体の大きな責務でもあります。道路、橋梁、河川、水道、生活雑排水施設などのインフラは老朽化が顕著になっています。これらは整備の緊急度、優先度を十分考慮しながら長寿命化計画等に基づき、事業コストの低減につながる工法なども検討し、引き続き進めてまいります。

国や北海道が管理する道路、河川などの整備については、一般国道237号振内地区の拡幅や道道平取静内線の貫気別市街地区間の整備、道道宿志別振内停車場線の改良、河川の河道掘削や樋門整備など、町内に多くの整備箇

所があることから、引き続き関係機関に早期整備を強く要請してまいります。高齢者や障がい者のための移動手段の確保については、現在の路線バス、デマンドバス、福祉バスなどの体系の検証を進め、2024年問題等での運転士等の人材確保が厳しくなる現状などを踏まえ、地域公共交通計画に沿った、より効率的な地域内での交通手段の在り方を関係機関と検討してまいります。

【防災・消防・救急】

近年の地球規模での気候変動を要因とする大雨や、千島・日本海溝で想定される大規模地震等の自然災害に対応できる防災体制のさらなる強化が大きな課題となっています。

これらは「地域防災計画」に基づき関係機関との綿密な連携により、特に当町で発生する可能性が高い大雨洪水には、沙流川平取地区水害タイムラインに則った行動を効果的に実行いたします。そのための各地域での防災訓練も積極的に実施してまいります。

あわせて要援護者支援台帳システムや地域での見守りマップを活用し災害時における高齢者等の保護に迅速に対応してまいります。

消防はさらなる資機材の充実強化に努め、救急体制は各関係機関との連携を強化し、救急隊員のスキルアップを図り、救命率の向上に努めてまいります。また、令和6年は平取消防公設100周年となる年でもあり、関連する記念事業を実施いたします。

平取ダム建設工事、関連付帯工事が令和4年度で完成し、これにより沙流川流域の治水対策はさらに強化されました。しかし、気候変動による降雨量の増加により洪水発生頻度は2倍になるとも予想されています。これにともない沙流川でも河川整備基本方針の変更など、新たな洪水調整への取り組みが始まりました。これを受け、沙流川流域河川整備計画の変更も予定されていますので、流域自治体として河道掘削やダム湖や事業用地内の維持管理や防災対策の強化、流域のアイヌ文化関連調査の継続等について国への要請、意見反映を行ってまいります。

【住環境】

町内での暮らしや雇用の確保には、住環境の整備が必須の条件となることから、引き続き公営住宅の整備について年次計画に沿って実施してまいりたいと考えております。

令和5年度において策定した「平取町住生活基本計画」において、本町みどりが丘住宅団地の建て替えなども含めた町内での公営住宅、民間共同住宅などを含めたこれからの整備手法について、公営住宅等の配置適正化の検討を進めてまいりました。

それらをもとに、令和6年度はより具体的な本町みどりが丘住宅団地の基本

計画の策定を進め、より具現化した整備の在り方を明らかにしてまいります。あわせて民間の賃貸住宅の増設を進めるための支援制度を継続するとともに、空き家バンクの充実や、空き家活用なども検討し、住宅数の確保を図ってまいります。

また、町内の良好な景観の形成や倒壊による事故防止という観点からも廃屋の撤去を促進する制度の充実を図り、廃屋等の撤去を進めてまいります。

【環境・景観・エネルギー】

国が掲げる2050年ゼロカーボンの指針を受け、平取町としても令和4年12月に「平取町ゼロカーボンシティ」を宣言し、これに基づき「平取町ゼロカーボン実行計画」を令和5年度に策定しました。

今後はこの計画に沿って、木質をはじめ可能性のあるバイオマスの活用に向けてさらに具体的な検討を進め、域内経済の循環とエネルギー自給率の向上、温室効果ガスの削減を図ってまいります。

平取町の魅力として多くの町民が認識している、アイヌ文化や農林業を育む自然豊かな平取町らしい景観を将来にも継承しなければなりません。平取町景観づくり条例や平取町景観計画、文化的景観保存計画に沿って、平取町ならではの景観の保全に努めてまいります。

第5 みんなで歩む協働のまちづくり【町民活動・行政活動】

【協働】

平取町自治基本条例の主旨に則し、町民への情報共有と住民参加により町政を運営してまいります。

「びらとり協働のまちづくり事業」も継続し、今後も町民の力とアイデアを結集し、将来のまちづくりを検討できる仕組みを作ってまいります。

人口減少や高齢化により、地域の自治会、町内会活動が維持できない状況が懸念されています。各地域での組織の在り方や再編なども視野に、コミュニティの維持継続に向け、自治振興会や関係団体と議論協議し方向性や具体的方策を探ってまいります。

また、町内でも農業をはじめとする産業の現場、福祉、医療など各分野における人材の確保が深刻な状況となっています。このような状況を鑑み町内の各分野における外国人を含めた人材の確保のための取り組みを、関係機関とも連携し進めてまいります。

【行政運営】

多様化、変化する住民ニーズに対応できる役場機能の構築と職員の育成に努めてまいります。そのための研修の強化や他団体との人事交流などを積極的

に進めてまいります。また、職員採用の手法を再考し、より優れた人材を確保するための取り組みを検討してまいります。

あわせて、町内の医療や介護、福祉関係施設や保育園等における人材確保が厳しい状況であることから、平取町としても待遇改善等による支援を制度化し必要な人材の確保に努めてまいります。

また、役場庁舎や消防庁舎、その他改築を考慮しなければならない施設等について、利便性や経済性なども考慮し、本町市街地エリアの公共施設の効率的な整備を進めるため、それぞれの施設の改築の整備方針とスケジュールなどについて検討してまいります。

【財政運営】

財政運営に関しては、中長期的視点で常に財政状況を検証し、健全化と持続可能な財政運営に引き続き取り組んでまいります。

令和5年度、6年度の予算編成においては、人件費、公債費等の義務的経費の増加により投資的経費への充当一般財源が不足するため、基金からの繰入額が増加しており、令和6年度も5億円近い繰入れが予定され、財政の硬直化が懸念されます。

特別会計を含む令和5年度末の起債残高は97億円を超えており、今後、経常経費のさらなる節減と投資的経費での適切かつ慎重な事業の選択が必要になっています。

現在の財政見通しでは公債費のピークが令和8年度となっておりますので、それまでは「我慢の財政運営」といった状況が予想されます。

反面、投資的経費としての公共事業予算の確保は、地域経済の循環や雇用の確保といった重要な側面もあることから、国や道、関係機関等の制度による特定財源や良質起債の充当などを必須の条件としながら、適正規模の財源運営に努めてまいります。

さらに町民負担の公平性の確保から町税をはじめ使用料等の税外収入を含めた未収金の発生を抑えるため、積極的な対応を図ってまいります。

ふるさと納税については、財源の確保という見地からも積極的に進め、平取町の魅力向上と新たな商品開発や販路拡大へとつなげるため、担当部署の拡充を図り、寄附金の増額を目標として取り組みを強化してまいります。

以上、これからの町政運営についての各種施策等について、私の考えを述べさせていただきました。人口減少や少子高齢化にいかに対応し克服するかが、町政運営の大きな課題であることは間違いではありません。

しかし、この国全体の将来の人口減少の現実から、それらを前提としたまちづくりへのシフトが求められているとも思っております。

これらを念頭に置き、町民の皆様とも議論を重ね、維持可能な地域づくりのための各種施策、事業に取り組んでまいります。

地方自治体を取り巻く社会情勢や財政状況は、戦争や物価の上昇、気候変動、コロナ禍やいつ起こるか分からない災害などへ対応など、さらに厳しい状況が予想されます。

このような状況下での政策等の選択、施行は極めて難しいものがありますが、議会、町民の皆様と情報を共有し、様々な課題に向き合いながら解決の手法を探り、この平取町を次の世代に引き継ぐための努力を続ける所存です。

町民のまちづくりへの思いを覚醒させ、行動を触発するようリーダーになれるよう、持てる力を傾注し全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、さらなる支援とお力添えを心よりお願い申し上げ「令和6年度町政執行方針」とさせていただきます。

高山議長

それでは続きまして、教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

教育長

令和6年第2回平取町議会定例会の開会にあたり、教育委員会の所管行政に関する方針を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症法上の分類が5類移行後、コロナ前の社会に戻りつつあり、学校においても感染対策を講じながら、通常の学校生活を行うことが可能となってきました。

今後も新型コロナやインフルエンザへの対応を継続しながら、平取町で生まれ育つ子どもたちや町民が協働により、持続可能な地域社会を築いていくためにも教育の果たす役割は重要であります。

教育委員会では、令和3年度に策定した平取町教育推進計画を基本に「子どもたち一人ひとりが夢と希望を持つことのできる学校教育の充実」と、「活力あるまちづくりを進めるための人材育成」に寄与するとともに、生涯学習社会の形成に努めてまいります。

II 教育行政に臨む基本姿勢

最初に、教育行政に臨む基本姿勢について申し上げます。

「平取町の歴史・風土や文化を愛する心豊かな人づくりをめざして」を基本理念とし、豊かな自然と地理的条件のもと、この地に先住し自然を敬い共生してきたアイヌ民族や先人たちがともに築いた郷土の歴史、文化への理解を深めながら、厳しい社会を生き抜くためのスキルを身につけ、心豊かで責任感を持った人づくりをめざします。

また、人口知能AIやモノ・インターネットIoTなどICT技術の高度化や社会のグローバル化、更には予測が困難な社会を生き抜くために、新しい時代の学びと働き方への変革の機会ととらえ、誰もが安全で安心な学習機会

を得られるよう努めるとともに、地域が持続的に発展できるよう、学校と地域、教育委員会が連携協働しながら課題解決を図り、地域創生の力となる教育行政を進めてまいります。

Ⅲ 生きる力を育む学校教育の推進

(1) 教育内容の充実

学校教育においては、「生きる力」を身につけるために、子どもたちの発達段階に応じた「知識・技能の習得」、「思考力・判断力・表現力の育成」、「学びに向かう力、人間性等」を三つの柱として子どもたちの資質・能力を育成するとともに、個性や創造性を育ててまいります。

① 確かな学力の向上をめざす教育の推進

全国学力・学習状況調査への参加と町独自で行う標準学力検査の調査結果の分析・検証を速やかに行い、各学校においてそれぞれの子どもたちの状況に応じた学習指導を行います。

② 主体的・対話的で深い学びによる授業改善の推進

単元計画の中に「主体的・対話的・深い学び」の視点を位置づけ、授業で目指す子ども像を明確にして、授業改善に取り組む体制づくりを進めてまいります。

③ 特別支援教育の推進

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善また克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うとともに、教員の専門性の向上やスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー、特別支援教育支援員の適切な配置により、個別の指導計画や教育支援計画に基づいた指導・支援の充実に努めていきます。

④ 国際理解教育の推進

グローバル化の一層の進展が予想される中、諸外国の人々と協調して生きていく事が求められます。外国語学習への意識を高め、積極的にコミュニケーションを図ることのできる児童生徒の育成に努めます。

⑤ ICTを活用した教育の推進

GIGAスクール構想により児童生徒一人ひとりにタブレットパソコンや高速ネットワークが整備され、クラウド活用やデジタル教科書などの導入が進む中、これらの機器を効果的に活用することが重要となります。教員の活用スキルの向上と児童生徒の機器活用能力の向上を目指すとともに、情報モラルに係る指導も行ってまいります。

⑥ キャリア教育の推進

自己の目標や生き方に目を向け、職業や進路に係る体験的な活動を行う中で、自分の性格や趣味、能力・適正について理解を深め、現在及び将来の学習と自己実現の繋がりを考え、一人一人の社会的・職業的自立に向け、発達段階に応

じて必要となる能力や態度を育てることが出来るよう取り組みます。

(2) 豊かな人間性と健やかな心身の育成

① 道徳教育の推進

「考え、議論する道徳」を展開し、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共に、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養っていきます。

② ふるさと教育の推進

平取町の未来を担う人材を育成するために、故郷に誇りを持ち、地域社会の一人として、まちづくりに積極的に関わりを持ち、郷土に生きる自覚を養う取り組みを推進します。

③ 読書活動の推進

読書活動は、感性を育むと同時に、表現力や想像力を高め、生きる力を身につけていくうえで、不可欠なものであり、子どもたちが自主的に読書する環境づくりに努めます。

④ コミュニケーション能力を育む教育の推進

児童生徒のより良い人間関係を形成する力やコミュニケーション能力の育成に向け、他者の考え等を正しく理解し、自分の考えを道筋を立てて説明するなどの思考・判断・表現力を意識した学習活動の充実に努めます。

⑤ 生徒指導体制の充実

いじめの未然防止と早期発見・早期解消のため、組織的かつ迅速な対応に努めます。また、不登校や支援が必要な児童生徒・家庭への対応については、平取町で採用するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを有効に活用し、児童生徒の心のケア及び教員や保護者の悩みを心理面からサポートし充実させるとともに、学校と関係機関が連携した組織的な支援を進めていきます。

⑥ 体力・運動能力の向上

子どもたちの健やかな成長と精神面での充実に努めるうえで、体力づくりが必要不可欠となることから、楽しみながら継続的に運動やスポーツ、外遊びができる学校、家庭及び地域との連携のもとに推進します。また、学校部活動について段階的に地域に移行することが国の方針としてだされており、関係者や関係機関に情報提供を行うとともに町としての対応を協議してまいります。

(3) アイヌ文化学習の推進

① アイヌ文化学習の推進

平取町の重要な財産であり、町の振興発展に欠かせない教育資源でもあるアイヌ文化を、どの地域の児童生徒も深く等しく学べ、郷土の誇りと思うことができる学習機会の提供や環境づくりに努めます。

IV 地域とともに歩む学校教育の推進

(1) 学校運営の強化充実

①創意ある教育活動の推進

児童生徒が自主的・意欲的な学習活動が出来る特色ある学校づくりのため、自然環境や人材等の教育資源を有効に活かしながら、学校運営の充実を図ります。

②学校間の連携・接続の推進

小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指し、児童生徒の発達段階に応じた教育活動の連続性を図るため指導方法の工夫を通じ学校運営の充実に努めます。

③教職員研修の充実・推進

校内研究を基盤として一人一人のキャリアステージに応じた研修への取組やコンプライアンス研修及び不祥事防止対策による服務規律の厳正な保持に努めていきます。また、日高教育研究所・教職員研修センター、北海道教育委員会等が行う研修事業への参加促進を働きかけるとともに、研究組織改革を検討していきます。

④働き方改革の推進

教員の長時間労働を改善し、授業や授業準備に集中し、健康でやりがいのある勤務環境の整備を進めるため、教職員の意識改革を推進するとともに、校務支援システムなどのICTの活用、また業務の見直しや分担を図り効率化を進めていきます。

⑤学校運営協議会の充実

学校と地域が一体となって学校教育活動を推進するため、幅広い地域住民の参画を得て、地域の声を学校運営に活かします。

(2) 安全・安心な教育環境の整備

①就学支援体制の充実

すべての児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、就学に必要なとする援助措置を図ります。

②学校施設・設備等の充実

特色ある学校運営を推進するうえで、安全・安心な学習環境を確保することは不可欠であり、そのための整備・充実に努めます。

③学校給食の充実

児童生徒が食の大切さを理解するうえで、学校給食の果たす役割は大きく、栄養教諭をはじめ給食関係者の衛生意識の向上と管理の徹底に努め、学校給食の安全性の確保を図ります。

④小中学生の通学支援

児童生徒の安全・安心な通学を保障するため、スクールバスの適切な運行及び通学費補助金等の支援充実に努めます。

⑤安全教育の推進

児童生徒が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全性を確保するた

めに、必要な事項を実践的に指導することが重要であり、子ども自身が危険を予知し回避する能力を育てるための防災教育の指導の充実に努めます。

(3) 学校の適正配置推進

①学校統合の推進

少子化の進展を背景として、学校の小規模化が進んでおり、学校規模の適正化及び良好な教育環境を確保するため、該当する学校について協議・検討してまいります。

(4) 平取高等学校の振興発展

①特色ある学校経営への支援充実

高校は町の財産であり重要な拠点であるとともに、高校の存続が地域経済の活力になることから、「びらとり義経塾」をはじめとする魅力ある高校づくりへの支援に努めるとともに、「平取高校の魅力化を図り存続させる会」と連携しながら教育委員会としての施策を講じてまいります。

②小中高の連携充実

地元高校への進学率を高めるうえにおいて、学校間連携が必要不可欠となることから、日常的な交流等が図られる取り組みを推進します。

V 潤いと活気のある地域づくりを目指す社会教育の推進

(1) 学校を核とした地域づくりの推進

①地域学校協働活動の推進

幅広い住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えます。また、地域と学校がパートナーとして連携・協働して様々な活動を行うとともに、協力者やボランティアの把握・活用に努めます。

②子どもたちの居場所づくりの推進

放課後に子どもたちの安全・安心な居場所をつくり、異年齢交流や地域の大人とのふれあい、多様な体験活動を通じ、心豊かなたくましい子どもたちを育み、地域の教育力の活性化を図ります。

(2) 家庭・幼児教育の充実

①家庭の教育力向上への支援

それぞれの家庭の自主性を尊重し、学校及び地域をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われ、心身の調和のとれた発達を図られる学習機会の提供に努めます。

②幼児教育の支援充実

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、この時期に基本的な生活習慣を身につけると同時に、小学校以降における生き方の基礎を育む必要があることから、社会全体で子育てを支援する取り組みを推進します。

(3) 青少年教育の充実と健全育成の推進

①地域における青少年育成活動の充実

青少年を取り巻く状況は、時代の変遷とともに大きく変化しており、地域住民との関わりや地域における様々な社会体験を通じて成長していく機会や環境が減少傾向にあることから、地域社会の一員としての義務や責任を果たすことができる青少年を育成する環境づくりを推進します。

(4) 成人教育の充実

①成人教育の充実

生涯学習に対する意識向上を図り、町民一人ひとりが生涯にわたって学習活動を行うための学習環境づくりを推進します。また、地域人材の掘り起こしや育成を行い、持続可能な学び合いができる環境を整えます。

(5) 公民館活動の充実

①公民館活動の充実

中央公民館をはじめとする各地区公民館活動の充実を図るとともに、サークルの活動情報など地域住民が必要とする情報等の提供に努めます。

VI 芸術文化活動の活性化と創造

(1) 芸術文化活動の振興

①文化団体等の育成支援

町民の芸術文化活動の充実を図るため、各種文化団体による主催事業への後援及び助成支援、団体間の連携強化を推進するための指導・助言を行います。

②芸術文化の鑑賞機会の提供

優れた芸術文化の鑑賞機会を提供するため、町民芸術劇場など多くの事業を展開し、芸術文化を子どもから大人まで広く町民に浸透させていきます。

VII 生涯にわたりスポーツが楽しめる環境の形成

(1) 地域に根ざしたスポーツ振興の推進

①各種スポーツ行事・教室の開催

スポーツを通じて、子どもから大人まで地域の交流を図る機会の充実を目指します。

②指導者の確保と育成支援

スポーツ指導者には、経験と理論を持っている優れた人材の確保が必要となります。各団体と連携し各種研修会等の開催を行います。

③スポーツ選手の育成支援

平取町スポーツ連盟等との連携において、競技力の向上及び競技人口の拡大に向けた各種事業に取り組むとともに、全道・全国大会等へ出場する選手の育成支援を図ります。

④各種スポーツ団体の育成支援

地域の特色を生かし地域に根ざしたスポーツ振興を図るため、スポーツ連盟及び地区スポーツ協会、スポーツ少年団等の自発的な活動に対し支援します。

⑤各種スポーツ情報の提供

町内のスポーツ情報のみならず、町内出身者の活動情報等の収集に努め、「体育館だより」や町ホームページなどを活用し、効果的な情報提供を図ります。

(2) スポーツ環境の整備・充実

①施設維持管理及び運営の充実

町民が安心して楽しくスポーツに取り組める環境づくりのため、利用者の利便性に配慮した管理運営を行う中で、地域に密着したサービスの維持向上に努めます。

②施設及び設備の整備

地域スポーツの拠点となる町民体育館をはじめ、老朽化する施設にあっては、その整備が課題となっております。町内全体のバランスや特性を生かせる機能分担等を考慮した活用が図られる施設整備を検討します。

③学校体育施設の開放

町内各学校の協力を得ながら、学校教育活動に支障のない範囲で学校体育館を一般開放し、地域での健康・体力づくり及びコミュニケーションづくりの場として活用を図り、スポーツを通じた地域活性化に努めます。

VIII 本の魅力とともに知識・教養を高める図書館活動の充実

(1) 読書活動の推進と資料提供の充実

①教養・調査・レクリエーション等の支援充実

住民にとって魅力のある蔵書を整備し、必要とする資料を的確・迅速に提供して、その教養・調査研究・レクリエーション等に資することは図書館の基本的使命であるとともに、生涯にわたる読書習慣の定着を図るため、読書推進を目的とする各種サービスの実施及び充実に努めます。

②学校及び関係団体等への支援協力

町内各学校と連携し、児童生徒の読書活動推進や学校図書室活動の支援に努め、活動目的を同じくするサークル及びボランティアと深く連携・協力を図ります。

IX 郷土の財産である文化財の保護と活用

(1) アイヌ文化の振興及び二風谷アイヌ文化博物館の充実

①二風谷アイヌ文化博物館の管理運営の充実

貴重なアイヌ文化を伝承する拠点として博物館の果たす役割は重要であり、所蔵資料の適切な管理に努めるとともに、常設展示及び特別展の開催など魅力ある博物館運営を目指します。二風谷工芸館をはじめ周辺施設と連携協力した学習機会の場を設け、来館者対応を進めてまいります。

②アイヌ文化の理解促進及び普及啓発

町内には、豊富なアイヌ文化の学習資源が存在しており、関係機関と連携を図りながら情報共有に努め、アイヌ文化の正しい理解と普及啓発活動を推進します。

③アイヌ文化伝承活動団体への支援と協力

アイヌ文化の普及啓発を図るため、平取アイヌ文化保存会をはじめとした伝承活動団体への適切な支援と協力を行い、活動の活性化と伝承者の人材育成に努めるとともに、体験学習の魅力発信に力をいれます。

(2) 有形・無形文化財等の保護と活用

①有形文化財の保護と活用の推進

地域の歴史を伝える文化財として、国の登録有形文化財である「旧マンロー邸」や北海道指定有形文化財「二風谷遺跡群出土品」などを適切に保護するとともに、関係団体と連携し有形文化財を活用した事業を展開します。

令和5年4月25日には平取町指定有形文化財として、二風谷アイヌ文化博物館所蔵の「アットウシアミプ(樹皮衣)」一着及び「イタ(盆)」一枚が指定されました。今後、二風谷のアイヌ工芸品としての価値や来歴、技巧などの普及に努めていきます。

②民俗文化財の保護と活用の推進

国指定重要有形民俗文化財である「北海道二風谷及び周辺地域のアイヌ生活用具コレクション」を適切に保存管理しながら有効な活用に努めます。また、ユネスコ無形文化遺産にも登録されている国指定無形民俗文化財のアイヌ古式舞踊を保護推進するために、各種伝統行事や保存継承活動を支援し、地域の文化資源として有効な活用施策を推進します。

令和5年4月25日には平取町指定無形民俗文化財として、「アットウシの制作技術」及び「イタの制作技術」が指定されました。今後、保持者として認定された二風谷民芸組合連携し、手わざの継承や価値の普及に努めていきます。アイヌ語・アイヌ口承文芸の保存のため二風谷アイヌ語教室や関係団体と連携し、継承活動を進めます。

③名勝・記念物の保護と活用の推進

北海道における代表的なアイヌ伝承地であり、独特の地形と自然景観をもつ景勝地として指定された名勝ピリカノカ「幌尻岳(ポロシリ)」・「オキクルミのチャシ及びムイノカ」の保存及び普及啓発と活用の推進を図るとともに、町指定天然記念物「すずらん群生地」の保存活用を推進します。

④重要文化的景観の保護と活用の推進

重要文化的景観「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」を保護活用するため、関係機関との連携による施策を推進します。

また、文化庁への四次選定の申出を行い、景観全体の付加価値を高めるとともに、町内外に発信する新たな活用施策を進めてまいります。さらに「全国文化的景観地区連絡協議会全国大会」が10月に平取町で開催されることから、実行委員会を組織し準備を進めて参ります。

⑤埋蔵文化財の保護と活用

町内の発掘調査により出土した遺物は、埋蔵文化財として適切な資料の保存と管理を実施しながら、地域の歴史を語る貴重な財産として有効活用に努め

ます。

埋蔵文化財包蔵地については、開発行為の計画段階から「埋蔵文化財の保護」を目的とした事前協議の必要性について理解を求めていきます。

(3) 沙流川歴史館の充実

①沙流川歴史館の管理運営の充実

企画展展示室及びレクチャーホールを用いた企画展や特別展、講座等を継続的に開催し、また、関係団体との連携をとおした施設の活用推進を図ります。引き続き展示什器等についても必要な整備をしながら、適切な管理運営を継続していきます。

②埋蔵文化財及び地域の歴史・自然等の普及啓発

沙流川流域の自然と歴史に関する学習機会の場を提供するため、沙流川歴史館の常設展示の公開をとおした普及啓発を進めます。また、関係団体との連携しながら考古学体験等の学習機会の提供をすすめます。

(4) 開拓財産の保存と活用

①開拓財産の管理と活用の推進

平取町の開拓当時に使われていた農機具や生活用具を保存し、当時の産業や生活の様子を理解できる展示に努めます。また、学校教育における総合的な学習の時間や地域の郷土学習、農作業体験など開拓財産の有効活用を推進します。

②開拓財産展示施設の管理運営の充実

令和元年より開館した「平取町開拓財産展示施設」(旧荷負小学校の校舎内)を町内の児童生徒のほか、一般の方に利用してもらうため、施設及び利用方法について周知してまいります。

以上、令和6年度教育行政の執行に関する方針について申し上げます。

X むすび

社会活動や経済活動が活性化し、コロナ前の状態に戻りつつある今、町民一人ひとりが夢や希望を持つことができる人づくりが重要であります。

教育委員会は、町及び関係機関と連携を図り、様々な教育課題に対応し、平取町の未来を担う子どもたちの教育の充実に努めるとともに、生涯にわたり生きがいと心の豊かさを求め、潤いと活気のある地域づくりに寄与する町民を積極的に支援する「生涯学習のまちづくり」をめざしてまいります。

町民の皆様、町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。

高山議長

以上で令和6年度平取町町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を終了いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会します。

明日3月6日は午前9時半より会議を開きますので、ご参集くださいますようよろしくお願いを申し上げます。今日は、長い時間ご苦労さまでした。

(散 会 午後1時59分)